

ID: 272

担当部署: 生活文化スポーツ部 産業振興課

処分の概要	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第7条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】 法第7条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定) 第7条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。 省令第5条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準) 第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日